

令和5年8月第166回定例 農業委員会総会議事録

令和5年8月10日(木)  
JAグリーン近江八幡東支店 大会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第646号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議題647号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第648号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第649号 農用地利用集積等促進事業(案)について  
議第650号 土地改良事業参加資格交替の申出について

報告第399号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第400号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第401号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和5年8月第166回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので  
●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

7月に農業委員の改選が近江八幡市を除く他市町で行われまして、東近江連絡協議会ということで、近江八幡市、東近江市、竜王町、日野町で連協という形をとっていますが、その中で、近江八幡市が女性2名、他市町合わせまして15名の女性農業委員が任命されましたことを報告させていただきます。

また、8・1調査の関係ですが、それぞれ地域計画に向けたアンケートを希望されるところには同封され、順次、事務局に返送されているようであります。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員23名、欠席の届出1名（7番●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、8月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和5年8月第166回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

12番●●●●委員

13番●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第646号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、

許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第646号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年8月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町桑実寺●●番、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積201㎡、世帯の経営面積、渡人91.5アール、受人2.6アールで今回の申請面積を合わせますと4.6アールとなります。渡人につきましては、安土町桑実寺●●番地、●●●●●、受人につきましては、安土町桑実寺●●番地●、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用でございます。地図をご覧頂きますと、今回の申請地の西側を●●さんが耕作されていますので、一体利用される計画でございます。

番号2、土地の所在地、野村町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積476㎡、世帯の経営面積、渡人4.8アール、受人0アールで今回の申請面積4.7アールとなります。渡人につきましては、京都市右京区山ノ内苗町●●番地●、●●●●●、受人につきましては、草津市矢橋町●●番地●●、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。●●さんは本市での耕作はありませんが、草津市と竜王町で、合計835㎡で野菜を作付けされています。

番号3、土地の所在地、田中江町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,637㎡、世帯の経営面積、渡人16.4アール、受人143.3アールで今回の申請面積を合わせますと159.6アールとなります。渡人につきましては、大津市京町●丁目●番●号、●●●●●、●●●●●、受人につきましては、田中江町●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用でございます。当該地は、一級河川琵琶湖、みなし区域となっており、公図

上、法定外水路となっていました。受人の●●さんが河川占用許可を受けて耕作されていました。今回、●●氏に払い下げするために、田中江町●●番●、田として表題登記がされて今回の申請に至りました。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。  
議第 646 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 647 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 648 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることに

ついてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第647号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年8月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、牧町●●番●の一部、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,087㎡の内534.31㎡、申請人につきましては、牧町●●番地●、●●●●、申請地は、牧町地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、農業用倉庫です。今回、既存の農業用倉庫が手狭になったために新たに申請されるものです。令和5年4月25日に軽微変更され、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第648号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年8月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、長田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積686㎡、渡人につきましては、長田町●●番地、●●●●、受人につきましては、日吉野町●●番地●●、株式会社、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、長田町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅4区画です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号2、土地の所在地、加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積5.23㎡、同じく加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積21㎡、同じく加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積4.66㎡、同じく加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積166㎡、4筆合わせて196.89

m<sup>2</sup>、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、彦根市高宮町●●番地●、●●号、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、親子間の贈与です。転用目的は、自己用住宅で、現在、受人は市外に居住していますが、父親が所有する農地で、実家に近いことから当該地を選定され、住宅を建築する予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第 647 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 648 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 21番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、7月31日に、議第 647 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 648 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて20番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第647号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、牧町地先の農地で、転用目的は農業用倉庫です。隣接農地との境界は、法面施工されますが、30cm程度開けて盛土を行います。隣接農地の所有者からの同意も得られていることから、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第648号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、長田町の集落内の農地で、転用目的は建売分譲住宅です。隣接農地との境界に構造物を設置し、土砂の流失を防ぎます。また、雨水については、申請地西側に新設される道路側溝に放流される計画であり、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号2の案件です。

申請地は、加茂町の集落内の農地で、転用目的は自己用住宅です。隣接農地がないことから、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請1件、第5条許可申請2件、計3件の現地踏査結果報告を終わります。

議 長           ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員           (特になしの声)

議 長           質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員           (異議なしの声)

議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長           それでは次に  
議第649号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局           議第649号、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画(案)の提出があったので、意見を求める。上記の議案を提出する。令和5年8月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらにつきましては、農地中間管理事業において、滋賀県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回は全て地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件で24件と6Pの耕作者変更が5件でございます。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。本来全て朗読させて頂くのが本意でございますが、それぞれ番号1についてのみ紹介させて頂きますこととお許し願います。

番号1、権利を設定する者、●●●●、西本郷町●●番地、権利を設定する土地、西本郷町●●、田、3,206㎡、設定する権利については、賃借権、水田、令和6年1月1日から令和25年12月31日までの20年間、10アールあたり10,000円、権利の設定を受ける者、株式会社、●●●●でございます。

続きまして、耕作者変更の分で、番号1、権利の移転をする者、●●●●、大中町●●番地、権利の移転をする土地、大中町●●一●、田、8,425㎡、移転する権利につきましては、賃借権、水田、令和5年10月1日から令和14年12月31日までの9年3ヶ月、10アールあたり25,000円、権利の設定を受ける者、株式会社、●●●●でございます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 始期が令和6年1月とか、令和5年11月とかあるのはなぜですか。

事務局 受け付けた番号順に中間管理機構で処理をされているみたいです。今までは年2回受付しておりましたが、「地域計画」の関係で毎月受け付けることになりまして、このように始期がばらばらになってきます。1月始期の分については、これまでの契約が12月31日になっているためです。



議 長 他に質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第 649 号 農用地利用集積等促進計画(案)については、  
原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 それでは、次に、議題650号 土地改良事業参加資格交替の  
申出についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第650号 土地改良事業に参加する資格の交替  
申出について、説明をさせていただきます。  
このことについて、土地改良法第3条第2項の規定により土地  
改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出がありましたので  
承認することについて意見を求める。上記の議案を提出する。令  
和5年8月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。  
今回の案件は、土地改良法第3条第1項第2号に該当するもの  
で、本来事業の参加資格は耕作者にあります。この申出により  
新資格者が事業に参加することについて農業委員会の承認を求め  
られるものです。  
土地改良法第3条第1項第2号に基づく土地改良事業の事業参  
加申出に伴う、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づく  
本事業に参加する資格の承認者1名で、親子間の資格交替です。  
こちらは、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区の役員選挙に伴う資格  
交替です。  
1名で、お父さんの●●●●さんが現資格者であったのを、息  
子の●●●●さんを新資格者にされるものです。

議 長 ありがとうございました。ただ今、説明をいただきました議第  
650号土地改良事業に参加する資格の交替申出について、質問  
や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第650号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、承認することを認めます。

議 長 それでは、次に報告第 399 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 400 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 401 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第399号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和5年8月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、中小森町●●一●、田、426㎡、受理日及び受理番号、令和5年7月28日、402番、届出人につきましては、中小森町●●一●、●●●●、外2名、理由につきましては、露天駐車場でございます。

続きまして、報告第400号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和5年8月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町東老蘇●●一●、田、214㎡、受理日及び受理番号、令和5年7月20日、504番、渡人につきましては、安土町東老蘇●●、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分につきましては、売買ござ

います。

番号2、土地の表示、安土町東老蘇●●、田、971㎡、渡人につきましては、安土町東老蘇●●、●●●●、同じく安土町東老蘇●●、田、783㎡、同じく安土町東老蘇●●、田、459㎡、渡人につきましては、安土町東老蘇●●、●●●●、同じく安土町東老蘇●●、田、290㎡、渡人につきましては、安土町東老蘇●●、●●●●、以上4筆の受人につきましては、鷹飼町北●丁目●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、受理日及び受理番号、令和5年7月27日、505番、理由につきましては、分譲宅地、区分につきましては、売買でございます。

番号3、土地の表示、中小森町●●一●、田、32㎡、受理日及び受理番号、令和5年7月28日、506番、渡人につきましては、中小森町●●一●、●●●●、外2名、受人につきましては、栗東市下鉤●●一●●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、分譲宅地、区分につきましては、売買でございます。

報告第401号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和5年8月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地形状変更申出について、①加茂町●●番●、田、1,095㎡を畑届、届出人、加茂町●●番地、●●●●、令和5年7月19日受理でございます。

以上報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、報告第399号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第400号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第401号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。  
これをもちまして第 166 回定例農業委員会総会を閉会しま  
す。

閉会 午後2時00分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員